

国立大学法人東京農工大学経営協議会規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 学長</p> <p>(2) 学長が指名する理事</p> <p>(3) 学長が指名する副学長</p> <p>(4) 学長が指名する部局長 4人以内</p> <p>(5) 役員又は職員以外の者で、大学に関し広くかつ高い識見を有する者 経営協議会委員の過半数</p> <p>2 前項第5号の委員は、本学の教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するものとする。</p> <p>3 削除</p> <p>4 第1項第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 学長</p> <p>(2) 学長が指名する理事</p> <p>(3) 学長が指名する副学長</p> <p>(4) 学長が指名する部局長 4人以内</p> <p>(5) 役員又は職員以外の者で、大学に関し広くかつ高い識見を有する者 経営協議会委員の過半数</p> <p>2 前項第5号の委員は、本学の教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するものとする。</p> <p>3 削除</p> <p>4 第1項第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><u>5 前項にかかわらず、学長が必要と認めた場合には、第1項第5号の委員の任期を2年の範囲内で個別に定めることができるものとする。</u></p>	<p>第5号委員を新たに追加する際の任期を、他の第5号委員の任期と揃えるため。</p>

附 則 (令和4年12月1日経規程第59号)
この規程は、令和4年12月1日から施行する。